

## 7 国の施策に関する資料

### (1) みなとオアシスの概要資料

**みなとオアシスとは**

○「みなとオアシス」とは、平成15年11月、中国地方整備局及び四国地方整備局において創設されたものであり、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなし」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設として、国土交通省港湾局長が申請に基づき登録するもの。

※第1号登録として、平成16年1月に「みなとオアシス瀬戸田」（広島県尾道市）及び「鳥取・賀露（かろ）みなとオアシス」（鳥取県鳥取市）の2件を同時登録。

みなとオアシスは、交流・休憩、情報提供、災害時支援、物販、飲食等を提供する施設から構成されています。規模や構成施設は、各みなとオアシスによって異なっています。

例：  
多目的ホール、観光案内施設、市場、支援物資備蓄施設 等

地域住民  
交流施設  
観光客  
トイレ  
駐車場  
緑地・広場  
旅客施設  
クルーズ旅客  
みなとオアシス  
地域住民の交流  
観光振興  
代表施設  
例：  
旅客施設、展望施設、レストラン 等

※みなとオアシスの構成施設は、各みなとオアシスによって様々であり、必ずしもこれら全ての施設を必要とするわけではありません。

**「みなとオアシス」の概要**

**○みなとオアシスとは**

- ・地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなし」を核としたまちづくりを促進するため、平成15年に制度を設立
- ・国土交通省港湾局長が住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設を登録するもの

**○みなとオアシスの担う役割**

- ・地域住民、観光客、クルーズ旅客等の交流及び休憩
- ・地域の観光及び交通に関する情報提供
- ・その他（災害時の支援、商業機能など）

**○みなとオアシスの構成施設**

- ・旅客ターミナル
- ・地元産品の物販飲食店
- ・文化交流施設など

**○みなとオアシスの設置者・運営者**

- ・地方公共団体（港湾管理者含む）
- ・NPO団体、協議会など

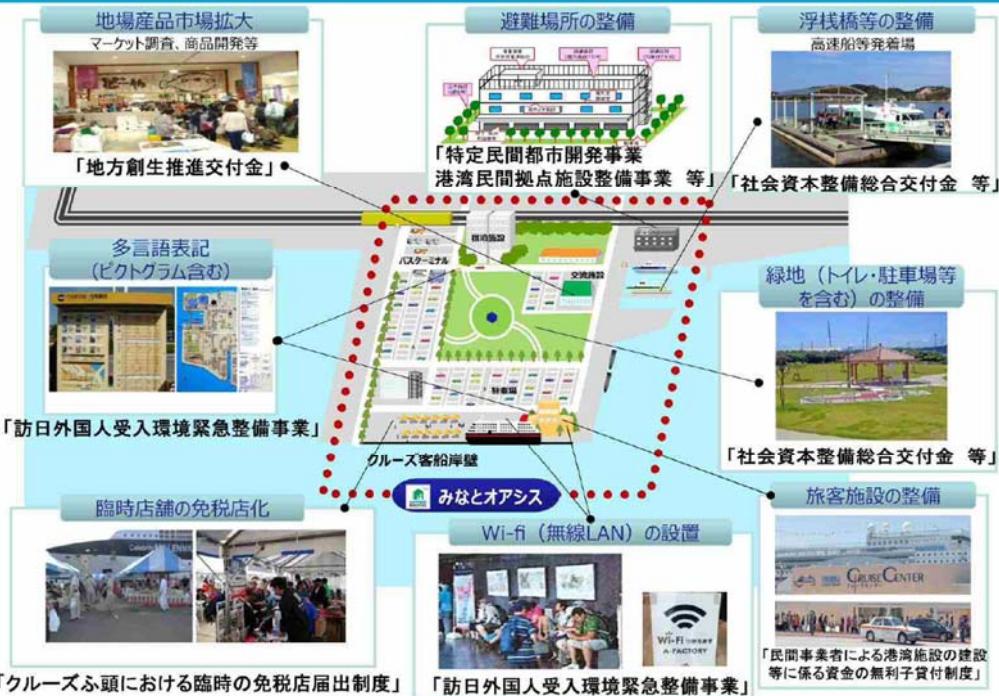
**○構成施設のイメージ**

**○地域振興イベントの開催状況**

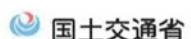
**○みなとオアシス所在港湾の一覧**

登録数 126箇所  
(平成30年11月14日時点)

## 「みなとオアシス」への活用が見込まれる主な支援内容



## 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（観光庁）



○訪日外国人旅行者数4,000万人（2020年）、6,000万人（2030年）の実現に向けて、観光庁補助金にて、訪日外国人旅行者の受入環境の整備を緊急的に推進。みなとオアシスへの活用が見込める事業メニューは以下のとおり。

※補助率：1/3

### 交通サービスインパウンド対応支援事業

#### ■多言語表記等

- 【補助対象事業者】
  - ・自治体(港湾管理者含む)
  - ・協議会 等



**みなとオアシス〇〇**  
Minato-Oasis Marumaru

※イメージ

#### ■無料公衆無線LAN環境の整備

- 【補助対象事業者】
  - ・自治体(港湾管理者含む)
  - ・協議会 等



### 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業

#### ■観光案内所の機能向上

(施設の整備・改良、無料公衆無線LAN環境の整備、案内標識・デジタルサイネージ・HPの多言語表記等、案内放送の多言語化、スタッフ研修)

#### 【補助対象事業者】

- ・地方公共団体、公共交通事業者を含む民間事業者 等  
(日本政府観光局がカテゴリーII以上の認定をした、又は認定する見込みがある者)



#### ■公衆トイレの洋式化等

- 【補助対象事業者】
  - ・地方公共団体、公共交通事業者を含む民間事業者 等



#### ■観光拠点情報・交流施設の機能向上

(施設の整備・改良、洋式便所の整備等、無料公衆無線LAN環境の整備、多言語の展示設備、案内標識・デジタルサイネージ・HPの多言語表記等、案内放送の多言語化)

#### 【補助対象事業者】

- ・地方公共団体、公共交通事業者を含む民間事業者 等



#### ■手ぶら観光カウンターの機能向上

(案内標識・デジタルサイネージ・HPの多言語表記等、案内放送の多言語化、手荷物集荷場等の整備等)

#### 【補助対象事業者】

- ・地方公共団体、公共交通事業者を含む民間事業者 等  
(手ぶら観光共通ロゴマーク掲出の認定をした、又は認定する見込みがある者)

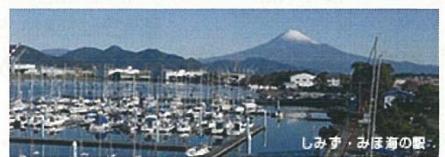


## (2) 海の駅の概要資料

「海の駅」は、誰でも、気軽に、安心して、楽しめる施設であり、車で陸から、プレジャーボートで海から、どちらからでもアプローチできるマリンレジャー拠点です。

「海の駅」は、申請に基づき、海の駅ネットワーク事務局認定委員会が認定します。

来訪者のための一時係留設備（ビジターバース）、トイレ、マリンレジャーに関する情報提供のための施設のほか、ホテルやレストランなどの施設を併設したところもあり、地域観光の足がかりとしても利用されています。また、レンタルボートなどを利用したクルージングや、各種マリンイベントの開催、朝市による海産物などの販売、地元漁船などを活用した漁業体験など、地域の特性を活かした取り組みが実施されています。

<b>1 サービス内容</b>  がしわざき海の駅 <p>プレジャーボートやヨットで来られるお客様のためにビジターバースをご用意しています。また、クルージングや釣り、マリンスポーツなどのレジャーや海鮮市場・温泉・宿泊設備など、各海の駅それぞれ特色を生かしたサービスをご提供しています。</p>	<b>2 施設構成</b>  しみず・みほ海の駅 <p>海の駅は、ビジターが利用できる船舶係留施設、トイレ、給油、給水、給油、応急修理といった船舶に関する基本的設備を整えています。また、シャワー、宿泊、レストランや売店を備えている施設もあります。</p>
<b>3 地域の連携機能・地域と共に</b>  よこはま・かなざわ海の駅 <p>マリンイベントや海産物の販売、地元漁船での漁業体験など、地域の特性を活かしたサービスを提供しています。また、地域の活性化や海洋教育活動として、体験教室や、「海の駅」をつなげてクルージングするイベントも開催しています。さらに災害時における防災・救難の拠点としての活用も検討しています。</p>	<b>4 情報発信基地として</b>  くらはし海の駅 <p>海が育む豊かな自然環境と歴史や文化という貴重な地域の観光資源情報をはじめ、マリンスポーツやマリンレジャー、アミューズメント施設などの情報も提供しています。海の駅を起点に、その周辺で楽しむことのできる様々な情報をご提供しています。</p>
<b>■海の駅の設置要件・・海の駅設置認定規則から抜粋</b> 第5条 海の駅の施設要件は、次のとおりとする。 ① 来訪者が利用できる船舶係留施設があること⇒所有者（港湾管理者）の使用承諾が必要となります。 ② 海の駅に関する情報提供等のためにガイドを配置していること ③ 来訪者が利用できるトイレを有すること ※「海の駅ネットワーク」に加入をしていただくことになります。	

海の駅概要:九州運輸局提供資料より抜粋

**□海の駅が果たす役割**

\* 海洋基本法

- ・平成19年4月：海洋政策の基本理念、基本的施策を定めた「海洋基本法」制定  
学校教育及び社会教育における海に関する教育の推進、海洋に関するレクリエーションの普及が取り込まれており、国として権利的対応を開始
- ・平成25年4月：新たな海洋基本計画が閣議決定  
施策の一つとして「沿岸域の総合的管理」が制定されており、その具体的な取り組みとして、「小型船舶の利用適正化に向けた利用環境の整備を進めるため、「海の駅」の設置等を推進」することが盛りかれている。



海の駅は、舟艇利用者の利便性を高める施設として位置づけられていますが、さまざまな活動を通じマリンレジャーの玄関口、子供たちへの海洋教育拠点、地域活性化のシンボル拠点として、重要な役割を担っています。

**□海の駅会員について**

1. 海の駅の会員数は、全国で161駅（平成30年3月31日）

【内訳】  
 マリーナ : 101駅  
 港港、フィッシングリーナ : 27駅  
 港湾等 : 33駅

2. 海の駅認定要件

- ①来訪者が利用できる船舶係留施設があること
- ②海の駅に関する情報提供等のためにガイド等を配置している施設を有すること
- ③来訪者が利用できるトイレを有すること

全国=161駅

**□国土交通省海事局「CtoSeaプロジェクト」の紹介**

**C to Sea プロジェクト**

【名称の意味】  
 消費者 (Consumer)  
 子供達 (Children)  
 文化 (Culture)  
 つながる・協力する... (Connect, Cooperate,...)  
 地域 (Citizen)  
 文明 (Civilization)

【名称の意味】  
 海にまつわる「和製のクルーズ」で  
 船の楽しさを広げるプロジェクト  
 和製のショート＆カジュアルクルーズ事業の創出を促進し、全国的な船旅市場活性化につながるビジネスモデルを構築。

【当面のプロジェクト】  
 「ドイル・ギャンブル日本」を実現する  
 海技教育機関の練習帆船等を一  
 すべく、小中学生の海洋教育ブ  
 ムとの連携やイベント時の宿泊  
 洋体験等を推進。

【マリンチック街道の整備・整備基準の策定】  
 「マリンチック街道」とは、全国各地で、誰でも気軽にボートレジャーライフを満喫していただいたための  
 クルーズ船などのモデルコースです。今年度中に、海事局予算にてマリンチック街道の整備基準の策定  
 のための調査事業を実施し、来年度から広くマリンチック街道のルートを募集する予定です。

【マリンチック街道の整備基準（案）】  
 一日で周遊可能なコース  
 気象・両岸が比較的穏やか  
 航路条件（必須条件）  
 海の駅又はピア（ハーバー）  
 ポート等に接した良好な利用形態  
 各種イベント（造船所等）  
 海事産業施設（造船所等）

【今後のスケジュール】  
 [H29年度]  
 ユーザーニーズ調査  
 事業者アピリング  
 [マーナレシラル事業等]  
 整備基準案の作成  
 モルコードの作成（コース）  
 実証実験（コース）  
 有識者委員会（基準策定）  
 広報活動（ポートショーエ等）  
 [H30年度]  
 マリンチック街道の募集  
 広報活動（C to Sea website等）

平成29年6月30日  
 国交省海事局総務課 プレスリリース

子供や若者をはじめ、より多くの人に海や船の楽しさを知ってもらおうためのプロジェクトとして始動。

九州運輸局提供資料より抜粋

### (3) 既存の港湾施設を活用した日本の釣り文化の振興に関する資料

(国土交通省港湾局)

国土交通省港湾局は平成30年3月、公益財団日本釣振興会との連携により、港湾における釣り施設や既存防波堤を活用した釣り文化の振興に取り組むことが公表されました。

**Press Release**

**国土交通省**  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成30年3月15日  
港湾局 海洋・環境課

#### 既存の港湾施設を活用した日本の釣り文化の振興 ～(公財)日本釣振興会と連携し、港湾において観光の取組みを進めます～

地方創生を目的とした観光の取組みを政府全体で進めている中、港湾局では、観光資源としての既存インフラの有効活用や港湾における文化振興の一環として、港湾における釣り施設や既存の防波堤の利活用を進めています。

これらの取り組みの一環として、日本釣振興会との連携により、平成30年度に全国35港において釣り体験教室等のイベントが開催されます。また、日本釣振興会等と連携し、青森港、秋田港の2港において防波堤の一般開放を進めるための検討会を設置しており、今年夏頃の試験開放に向けて、関係者との調整や安全対策の検討を進めます。

全国の港湾では、現在50港(66施設)で釣り施設を供用しており、そのうち12港(12施設)については、防波堤を釣り施設として一般開放しています。(平成29年6月時点)

このうち熱海港では、防波堤を釣り施設として一般開放しており、年間を通じて約3万6千人(平成28年)の利用者が訪れ、利用者が近隣の飲食店や旅館を利用するなど、地元への経済波及効果が大きくなっています。(平成18年度の一般開放当初に比べて、熱海市の収益は約3倍に増加、近隣の飲食店等の収益も約2割増加。)

今般、港湾局と日本釣振興会は、既存インフラである港湾の釣り施設や防波堤等の有効活用や港湾における日本の釣り文化振興をさらに進めるため、熱海港をモデルとして、連携を強化します。

具体的には、日本釣振興会、水産庁と連携し、平成30年度の日本釣振興会の取り組みとして、新規3港を含む全国35港において、釣り体験教室、放流事業等のイベントが開催されます。また、日本釣振興会等と連携し、青森港と秋田港で、防波堤を新たな釣り施設として一般開放するための検討会を設置しております。これらの2港では、「防波堤等の多目的使用に関するガイドライン」(平成28年度改定)の内容を踏まえ、今後関係者との調整を行いつつ、防波堤の試験開放や本格的な一般開放を進めます。

今後、港湾の釣り施設や防波堤の一般開放を活用した観光や釣り文化の振興に取り組む港湾を「みなとフィッシングパーク(仮称)」として重点的に支援することや、みなとオアシス協議会との連携、訪日クルーズ旅客の釣り参加、水産庁の協力の下、地元漁業協同組合等が推進する魚食普及の取り組みとの連携も視野に入れて、取り組みを積極的に進めて参ります。

※日本釣振興会：釣りの全国団体で公益財団法人。全国各地において釣り体験教室や釣り場の清掃活動、魚の放流事業といった釣りの振興に関する取組みを実施しています。

出典：国土交通省港湾局(平成30年3月)

#### (4) PORT2030 の概要資料

国土交通省港湾局から平成30年7月に、中長期を見据えた港湾の果たすべき役割を取りまとめた「PORT 2030」が公表されました。2030年を見据えた港湾が果たす役割として「新たな価値を創造する空間」が掲げられ、主要施策として「ブランド価値を生む空間形成」が挙げられています。

Press Release

国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成30年7月31日  
港湾局計画課

**「港湾の中長期政策『PORT 2030』」を公表**  
～ICTを活用した港湾のスマート化をはじめ、主要8施策をとりまとめ～

国土交通省港湾局では、2030年頃の将来を見据え、我が国経済・産業の発展及び国民生活の質の向上のために港湾が果たすべき役割や、今後特に推進すべき港湾政策の方向性等を、「港湾の中長期政策『PORT 2030』」としてとりまとめました。

港湾の中長期政策については、平成28年4月以降、交通政策審議会港湾分科会（分科会長：小林潔司 京都大学経営管理大学院経営研究センター長・教授）において8回の審議と、有識者懇談会において4回の議論が進められてきました。  
「港湾の中長期政策『PORT 2030』」は、これらの審議等を踏まえて、将来の港湾政策の基本的理念及び方向性・施策の内容等をとりまとめたものです。  
2030年に向けて、我が国の経済・産業を支え、豊かで潤いのある国民生活を実現すべく、本政策の着実な実施を図ってまいります。

○公表資料

- ・港湾の中長期政策「PORT 2030」の概要 [※別添資料](#)
- ・港湾の中長期政策「PORT 2030」（本文）
- ・港湾の中長期政策「PORT 2030」ロードマップ
- ・港湾の中長期政策「PORT 2030」参考資料集

※これらの資料は「交通政策審議会港湾分科会HP」に掲載致します。  
[URL: [http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s302\\_kouwan01.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s302_kouwan01.html) ]

出典：国土交通省港湾局（平成30年7月）

## 港湾の中長期政策「PORT 2030」の概要

国土交通省

### 我が国の港湾を取り巻く情勢



### 中長期政策の構成

#### 国内外の社会経済情勢の展望

- ✓ 新興市場の拡大と生産拠点の南下、インバウンド客の増加
- ✓ 人口減少・超成熟化社会の到来と労働力不足
- ✓ 第4次産業革命の進展
- ✓ 資源獲得競争の激化と低炭素社会への移行
- ✓ 巨大災害の切迫とインフラの老朽化

#### 港湾政策の基本的理念

- ☆ 地政学的な変化やグローバルな視点を意識
- ☆ 地域とともに考える
- ☆ 「施設提供型」から「ソリューション提供型」へ
- ☆ 「賢く使う
- ☆ 「進化する」港湾へ

#### [2030年の港湾が果たすべき役割]

##### I. 列島を世界につなぎ、開く港湾 【Connected Port】

- ・グローバルSCM、農林水産品輸出、越境EC等も活用して、世界で稼ぐ
- ・人手不足に対応し、国内輸送を支える
- ・再生部品輸出や越境修繕サービス等のサービスエコノミーの取込み
- ・アジアのクルーズ需要のさらなる取込、寄港地の全国展開、国内市場の開拓

O2030年の港湾

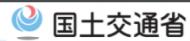


##### 中長期政策の方向性(8本柱)

1. グローバルバリューチェーンを支える海上輸送網の構築
2. 持続可能で新たな価値を創造する国内物流体系の構築
3. 列島のクルーズアイランド化
4. ブランド価値を生む空間形成
5. 新たな資源エネルギーの受入・供給等の拠点形成
6. 港湾・物流活動のグリーン化
7. 情報通信技術を活用した港湾のスマート化・強靭化
8. 港湾建設・維持管理技術の変革と海外展開

出典: 国土交通省港湾局(平成30年7月)

## 「PORT 2030」主な施策



### 1. グローバルバリューチェーンを支える海上輸送網の構築

- 東南アジア等へのシャトル航路を戦略的重要航路として、主要港からの直航サービスを強化
- 国際コンテナ戦略港湾について更なる機能強化、国内外からの集貿を促進
- 国際フェリー・RORO航路など多様な速度帯での重層的サービスを提供



### 2. 持続可能で新たな価値を創造する国内物流体系の構築

- 自動離着岸・自動決済・GPSによるシャーシ管理システムを実装した「次世代高規格ユニットロードターミナル」の形成
- 内航海運の生産性向上を進めるため、国・地域・改革に意欲的な運航事業者による連携体制の構築、先進的取組の推進
- 产地と連携した農林水産品の輸出・移出促進のための港湾強化



### 3. 列島のクルーズアイランド化

- 国際クルーズ拠点と合わせ、フライ＆クルーズ等の我が国発着クルーズを拡大、港の観光コンテンツを充実、訪日外国人旅行客の満足度向上のための施策を展開



### 4. ブランド価値を生む空間形成

- 民間資金を活用したマリーナ開発や長期の水域利用と一緒にとなった臨海部空間の再開発、水上交通による回遊性の強化
- 様々な観光資源の発掘・磨き上げ、快適な観光の提供を通じた訪日外国人旅行客の満足度向上、地域への経済効果の最大化



### 5. 新たな資源エネルギーの受入・供給等の拠点形成

- 設備更新と合わせたインフラの改良・強靭化、共同輸送の促進、大型船受入拠点の最適配置
- 新エネルギーの供給、海洋資源の開発・利用のための活動・支援拠点の形成



### 6. 港湾・物流活動のグリーン化～CO<sub>2</sub>排出源・吸収源対策～

- 洋上風力発電・輸送機械の低炭素化やブルーカーボン活用等による「カーボンフリーポート」の実現
- シンガポールとの連携によるLNG供給の国際ネットワークの構築、その推進のためのLNGバンカリング拠点の形成



### 7. 情報通信技術を活用した港湾のスマート化・強靭化

- 世界最高水準の生産性を有する「AIターミナル」を形成、ICTの革新に合わせ進化
- 港湾の手続、その他物流情報を完全電子化、手続の省力化、データの利活用を通じた効率化



### 8. 港湾建設・維持管理技術の変革と海外展開

- CLIM（※）やABB（拡張現実）の導入等による港湾分野のi-Constructionの推進、点検業務の効率化・迅速化、港湾建設における安全性向上

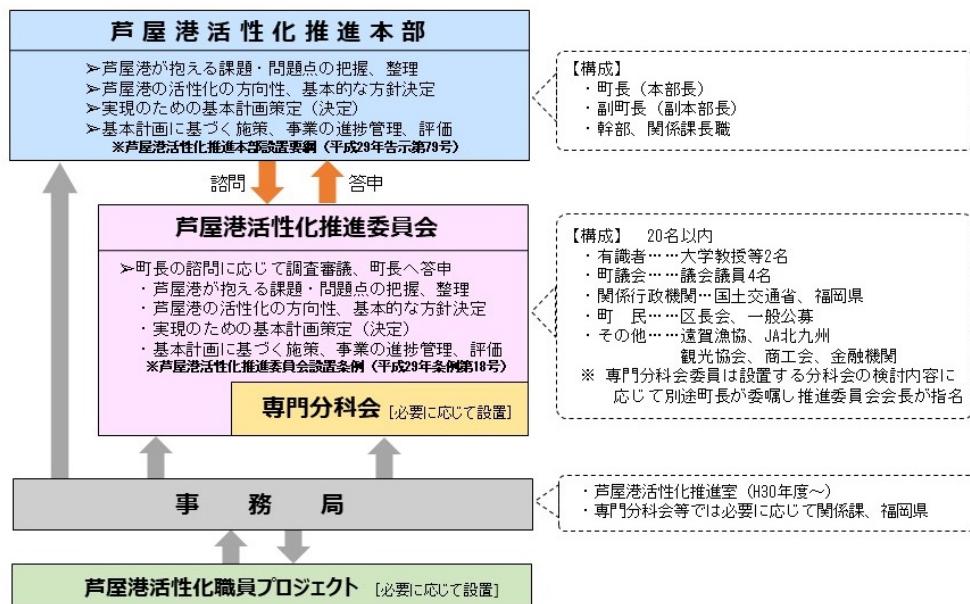


出典：国土交通省港湾局(平成 30 年 7 月)

## 8 芦屋港活性化推進委員会

### (1) 芦屋港活性化に向けた検討体制

芦屋町では、平成27年度に実施された「芦屋港周辺における水辺の空間を活かした地域創生のための基盤整備検討調査（福岡県実施）」により示された『今後の課題』を調査検討するとともに、現実性のある計画とするため、次の体制により検討を行ってきました。



## (2) 条例・要綱

○芦屋港活性化推進委員会設置条例

平成29年6月30日条例第18号

改正

平成30年6月29日条例第13号

芦屋港活性化推進委員会設置条例

(設置)

**第1条** 芦屋港が本町の持続的な発展に果たす役割の重要性に鑑み、芦屋港の現状分析及び将来目指すべき方向と展望を提示するとともに、観光レジャーの要素をもつ港及び周辺機能等の活性化に関する事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、芦屋港活性化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議を行い、町長へ答申する。

(1) 芦屋港が抱える課題、問題点等の把握及び整理に関すること。

(2) 芦屋港の活性化の方向性に関すること。

(3) 芦屋港の活性化のための基本の方針に関すること。

(4) 芦屋港の活性化を実現するための計画等の策定に関すること。

(5) 前号の計画等に基づく本町の施策等に関すること。

(6) 芦屋港の活性化のために実施する事業の調査及び審議に関すること。

(7) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 専門的知識を有する者

(2) 町議会の議員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 町民

(5) その他町長が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

**第5条** 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、第1項に係る事案の調査審議期間とする。

(委員長等)

**第6条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第7条** 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(専門分科会)

**第8条** 委員会は、審議を効率的に実施するため必要があるときは、専門分科会を設置することができる。

2 専門分科会の委員は、委員会の委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。

3 委員会は、専門分科会の決議(重要又は異例な事項を除く。)をもって委員会の決議とすることができる。

(専門分科会会长等)

**第9条** 専門分科会に専門分科会会长及び専門分科会副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 専門分科会会长は、専門分科会において検討した事項を委員会に報告しなければならない。

3 第6条第2項及び第3項並びに第7条の規定は、専門分科会会长の職務及び専門分科会の会議について準用する。

(守秘義務)

**第10条** 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

**第11条** 委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償は、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例(昭和31年条例第13号)の規定に定めるところにより支給する。

(庶務)

**第12条** 委員会の庶務は、芦屋港活性化推進室において処理する。

(補則)

**第13条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月29日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の芦屋港活性化推進委員会設置条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

○芦屋港活性化推進本部設置要綱

平成29年6月30日告示第79号

改正

平成30年5月21日告示第53号

芦屋港活性化推進本部設置要綱

(目的)

第1条 芦屋港が本町の持続的な発展に果たす役割的重要性に鑑み、芦屋港の現状分析及び将来目指すべき方向と展望を提示するとともに、観光レジャーの要素をもつ港及び周辺機能等の活性化に関する事項を調査審議するため、芦屋港活性化推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 芦屋港が抱える課題、問題点等の把握及び整理に関すること。
- (2) 芦屋港の活性化の方向性に関すること。
- (3) 芦屋港の活性化のための基本的な方針に関すること。
- (4) 芦屋港の活性化を実現するための計画等の策定に関すること。
- (5) 前号の計画等に基づく本町の施策等に関すること。
- (6) 芦屋港の活性化のために実施する事業の調査及び審議に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、委員をもって構成する。

2 本部長は、町長をもって充てる。

3 副本部長は、副町長をもって充てる。

4 委員は、総務課長、財政課長、企画政策課長及び町長が指名する者をもって充てる。

5 推進本部に必要に応じて専門部会を設けることができる。この場合、専門部会委員の互選により選出された部会長を置く。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が不在のとき、その職務を代理する。

3 専門部会長は、各部会を統括する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、議長は本部長が務める。

2 本部長は、必要に応じて専門知識を有する者、その他関係する者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 専門部会の構成及び所掌事務は、本部長が別に定める。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、芦屋港活性化推進室にて処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成30年5月21日告示第53号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の芦屋港活性化推進本部設置要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

### (3) 芦屋港活性化推進委員会

委員名簿

[平成 31 年 1 月現在]

氏 名	区 分	所 属
内田 晃 [委員長]	有識者	北九州市立大学 地域戦略研究所 副所長 地域創生学郡 教授 博士（人間環境学）
小島 治幸 [副委員長]	有識者	学校法人福原学園 九州共立大学 名誉教授
辻本 一夫	町議会議	芦屋町議会 芦屋港活性化特別委員会 委員長
松上 宏幸	町議会議	芦屋町議会 総務財務常任委員会 委員長
松岡 泉	町議会議	芦屋町議会 民生文教常任委員会 委員長
川上 誠一	町議会議	芦屋町議会 議会広報常任委員会 委員長
根木 貴史	関係行政機関	国土交通省 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所 所長
久保 尚亮	関係行政機関	福岡県 北九州県土整備事務所 所長
吉瀬 幸一	関係行政機関	福岡県 県土整備部 港湾課 課長
牟田口 徹	関係行政機関	福岡県 企画・地域振興部 広域地域振興課 地域企画監
山田 寛	町民	区長会代表（白浜区区長）
林 知幸	町民	区長会代表（浜崎区区長）
中西 隆雄	漁協	遠賀漁業協同組合 代表理事組合長
河村 拓磨	漁協	遠賀漁業協同組合 参事補佐
重岡 裕馬	農協	J A 北九遠賀中間支部 青年部芦屋支部会 部会長
信安 一宏	金融機関	福岡銀行芦屋支店 支店長
北 陽一	観光協会	芦屋町観光協会
後藤 了輔	商工会	芦屋町商工会 青年部 副部長
小田 昭裕	町民	一般公募
須河内 美紀	町民	一般公募

オブザーバー

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 占用調整課

事務局

芦屋町 芦屋港活性化推進室 （平成 29 年度までは芦屋町企画政策課）

事務局支援

国土交通省 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所 企画調整課

福岡県 県土整備部 港湾課

福岡県 北九州県土整備事務所 （河川砂防課・企画班）

## 検討の経過

回 数	日 付	出席	審議内容
第 1 回	平成 29 年 8 月 29 日	19 名	・これまでの検討経緯について(共通認識)
第 2 回	平成 29 年 9 月 27 日	19 名	・芦屋町における観光動態、商圈分析 ・プレジャーボート係留施設専門分科会設置について
第 3 回	平成 29 年 10 月 19 日	13 名	・先進地調査 (うみてらす豊前、道の駅むなかた、うみんぐ大島)
第 4 回	平成 29 年 11 月 22 日	18 名	・芦屋港に必要な機能の検討(グループワーク)
第 5 回	平成 29 年 12 月 19 日	17 名	・SWOT分析、芦屋港に求める機能・ターゲット層 (グループワーク)
第 6 回	平成 30 年 2 月 19 日	19 名	・課題の整理、検討の方向性
第 7 回	平成 30 年 3 月 19 日	19 名	・専門分科会報告、導入機能とゾーニング
第 8 回	平成 30 年 4 月 26 日	17 名	・導入機能とゾーニング
第 9 回	平成 30 年 5 月 10 日	18 名	・施設配置・動線の考え方整理、今後のすすめかた
第 10 回	平成 30 年 9 月 27 日	17 名	・上屋の現地調査と活用方法、動線・施設配置
第 11 回	平成 30 年 11 月 15 日	17 名	・基本方針、年次計画
第 12 回	平成 31 年 1 月 7 日	16 名	・管理運営方法、答申案とりまとめ

## (4) 専門分科会による詳細検討

### 1) 専門分科会設置の目的

芦屋港活性化推進委員会による検討において、芦屋港に導入する機能として一定のニーズがあることから、専門的に検討する専門分科会を設置し、基本計画のまとめに活用しました。

専門分科会は、機能の事業実現可能性や施設規模など事業化に向けた詳細な検討を行い、芦屋港活性化基本計画に反映することを目的とし、「芦屋港活性化推進委員会設置条例（平成 29 年条例第 18 号）」第 8 条第 1 項の規定に基づき、設置したものです。

### 設置した専門分科会

専門分科会	検討期間	検討内容
プレジャーボート係留施設 専門分科会	平成 29 年 12 月 ～平成 30 年 4 月	設置位置、利用隻数、収支予測、管理運営方法など
直売機能専門分科会	平成 30 年 8 月 ～平成 30 年 10 月	ターゲット、コンセプト、施設規模、収支予測、管理運営方法など
飲食機能専門分科会	平成 30 年 8 月 ～平成 30 年 10 月	ターゲット、コンセプト、施設規模、収支予測、管理運営方法など
海釣機能専門分科会	平成 30 年 8 月 ～平成 30 年 10 月	海釣り施設のあり方、ターゲット、施設規模、整備内容、管理運営方法など

## 2) プレジャー埠頭係留施設専門分科会

### 委員名簿

[平成 30 年 4 月現在]

氏名	区分	所属
小島 治幸 [会長]	有識者	学校法人福原学園 九州共立大学 名誉教授
吉井 健 [副会長]	マリン業界	一般社団法人 日本マリン事業協会 九州支部
中西 隆雄	漁 協	遠賀漁業協同組合 代表理事組合長
河村 拓磨	漁 協	遠賀漁業協同組合 参事補佐
北 陽一	観光協会	芦屋町観光協会
浦川 一徳	利用者	西川連合会(芦屋船舶会)

### オブザーバー

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 占用調整課
国土交通省 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所 企画調整課

### 事務局

芦屋町 芦屋港活性化推進室 (平成 29 年度までは芦屋町企画政策課)
福岡県 北九州県土整備事務所 河川砂防課

### 事務局支援

福岡県 県土整備部 港湾課
---------------

### 検討経緯

回数	日付	参加	検討内容
第 1 回	平成 29 年 12 月 26 日	6 名	・これまでの経緯（共通認識） ・利用隻数
第 2 回	平成 30 年 1 月 26 日	6 名	・プレジャー埠頭利用隻数 ・収支予想
第 3 回	平成 30 年 3 月 5 日	6 名	・第 6 回芦屋港活性化推進委員会報告 ・管理運営方法
第 4 回	平成 30 年 4 月 10 日	6 名	・管理運営方法 ・専門分科会まとめ

### 3) 直売機能専門分科会

#### 委員名簿

〔平成 30 年 10 月現在〕

氏名	区分	所属
森江 由美子 [会長]	有識者	九州共立大学 経済学部 准教授
河村 拓磨 [副会長]	漁協	遠賀漁業協同組合 参事補佐
川原 英明	農協	JA北九州
吉岡 誠治	商工会	芦屋町商工会 経営指導員
東 里美	直売所	うみてらす豊前
須河内 美紀	事業者	事業者(株式会社ゼロプラス)

#### オブザーバー（外部アドバイザー）

氏名	所属
中澤さかな	道の駅萩しまーと前駅長 総務省地域創造力アドバイザー

#### 事務局

芦屋町 芦屋港活性化推進室
芦屋町 産業観光課（商工観光係、農林水産係）

#### 事務局支援

福岡県 県土整備部 港湾課
---------------

#### 検討経緯 ※2回目より飲食部会と合同で開催

回数	日付	参加	検討内容
第1回	平成30年8月1日	6名	・事業者ヒアリングの結果、検討の方向性 ・ターゲット、コンセプト
第2回	平成30年8月28日	6名	・先進事例研究(講演:中澤さかな氏) ・ターゲット、コンセプト
第3回	平成30年9月10日	6名	・集客、消費額見込、施設規模 ・運営主体、複合機能の必要性 ・集客の手法、工夫
第4回	平成30年10月24日	6名	・直売、飲食機能のあり方、施設、付帯施設 ・整備主体、運営主体、事業費、ランニングコスト ・整備スケジュール、検討課題

## 4) 飲食機能専門分科会名簿

### 委員名簿

[平成 30 年 10 月現在]

氏名	区分	所属
浦野 恭平 [会長]	有識者	北九州市立大学 経済学部 教授
河村 拓磨 [副会長]	漁協	遠賀漁業協同組合 参事補佐
武谷 晋平	商工会	芦屋町商工会 経営指導員
須河内 美紀	事業者	事業者(株式会社ゼロプラス)
船越 清玄	事業者	飲食店事業者(FRANCEYA オーナーシェフ)

### オブザーバー（外部アドバイザー）

氏名	所属
中澤さかな	道の駅萩しまーと前駅長 総務省地域創造力アドバイザー

### 事務局

芦屋町 芦屋港活性化推進室
芦屋町 産業観光課（商工観光係、農林水産係）

### 事務局支援

福岡県 県土整備部 港湾課
---------------

### 検討経緯

※2回目より直売部会と合同で開催

回数	日付	参加	検討内容
第1回	平成30年8月7日	4名	・事業者ヒアリングの結果、検討の方向性 ・ターゲット、コンセプト
第2回	平成30年8月28日	4名	・先進事例研究(講演:中澤さかな氏) ・ターゲット、コンセプト
第3回	平成30年9月10日	5名	・集客、消費額見込、施設規模 ・運営主体、複合機能の必要性 ・集客の手法、工夫
第4回	平成30年10月24日	5名	・直売、飲食機能のあり方、施設、付帯施設 ・整備主体、運営主体、事業費、ランニングコスト ・整備スケジュール、検討課題

## 5) 海釣機能専門分科会名簿

### 委員名簿

[平成 30 年 10 月現在]

氏名	区分	所属
吉田 博司 [会長]	有識者	公益財団法人日本釣振興会理事 九州地区支部長・福岡県支部長
皆川 公一 [副会長]	釣具店	町内釣具店
鶴原 修	愛好家	町内釣り愛好家
郷原 未来	愛好家	町内釣り愛好家
西森 誠	業界	株式会社タカミヤ
河村 拓磨	漁協	遠賀漁業協同組合 参事補佐

### 事務局

芦屋町 芦屋港活性化推進室
芦屋町 産業観光課（農林水産係）

### 事務局支援

福岡県 県土整備部 港湾課
---------------

### 検討経緯

回数	日付	参加	検討内容
第1回	平成30年8月29日	6名	・事業者ヒアリングの結果 ・海釣り機能の方向性
第2回	平成30年9月11日	6名	・現地調査 ・現状での活用方法 ・遠賀漁業協同組合芦屋支所との関わり
第3回	平成30年9月18日	6名	・漁協ヒアリング結果からの対応策検討 ・利用範囲、安全対策、利用料金など ・付加価値、運営管理
第4回	平成30年10月24日	6名	・東防波堤の活用 ・遠賀川沿いの整備 ・期待できる効果(経済効果)





制作:2019年1月24日

所管:芦屋港活性化推進室 事業推進係

〒807-0101 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

TEL 093-223-3550(直通)

FAX 093-223-3927(代表)

電子メール kowan@town.ashiya.lg.jp